

所得税と市・県民税の申告が始まります

問 [所得税・復興所得税や
確定申告など]
刈谷税務署 ☎21-6211

問 [市・県民税申告]
税務課市民税係 ☎95-9878

所得税の申告（確定申告）とは

毎年1月1日から12月31日の所得と、それに対する税金を計算し、申告期限までに申告・納税する手続きです。申告には、税金を納める場合と、返金される場合（還付）があります。確定申告の受付は刈谷税務署ですが、5ページの日程に限り市・県民税申告とともに市役所などで受け付けます。ただし、市役所では受付できない申告があるので、来場前に確認してください。

刈谷税務署で申告してください（市役所で受付できない確定申告）

- ・営業、農業、不動産、土地や株式などの譲渡所得などの確定申告書B様式（分離申告や損失申告を含む）
- ・暗号資産（仮想通貨）に係る雑所得
- ・過年度分申告
- ・確定申告で住宅借入金等特別控除の適用を受ける人
- ・個人事業者の消費税及び地方消費税を申告する人
- ・贈与税を申告する人

税務課に設置している投かん箱への提出は可能です。営業、農業、不動産は、市役所の税理士無料相談を利用できる場合もありますが、收支内訳書又は青色申告決算書を作成していない場合は刈谷税務署で申告してください。

確定申告と市・県民税申告時のお願い

来場の際は感染症対策への協力をお願いします

- ・入場の際に、検温を実施します。37.5度以上の発熱がある人は入場できません。発熱などの症状のある人や体調の優れない人は、来場を控えてください。
- ・マスクを着用し、入口などで手指消毒液の利用をお願いします。会場にはできる限り1人で来てください。

申告時の持ち物

- ・マイナンバーカードなどの本人確認書類
- ・収入金額や必要経費の内訳、源泉徴収票など収入金額が分かるもの
- ・国民健康保険税や介護保険料の払込証明書又は領収書、国民年金保険料の控除証明書又は領収書
- ・生命保険料や地震保険料の控除証明書
- ・障害者控除を受ける人は、障害者手帳、福祉事務所長などが認めた障害者控除対象者認定書
- ・確定申告のお知らせはがき、封書又は確定申告書（税務署から郵送された人のみ）
- ・金融機関の口座番号が分かるもの（所得税の還付を受ける人のみ）
- ・その他申告に必要なもの

申告書にマイナンバー（個人番号）の記載が必要です

マイナンバー（個人番号）を記載の上、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

●本人確認書類の例

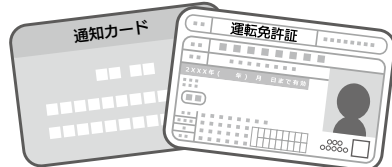
例1 マイナンバーカード

例2 通知カード（記載事項に変更がないものに限る）と
運転免許証、公的医療保険の健康保険証など

例1



例2



社会保険料控除申告時の注意点

- ・国民年金保険料の支払額は、控除証明書か領収書いずれかの添付又は提示が必要です。不明な点がある場合は刈谷年金事務所（☎21-2110）へ問い合わせてください。
- ・年金から天引きされる介護保険料や国民健康保険税などは、年金受給者本人以外の社会保険料として控除できません。

市内申告会場での確定申告と市・県民税の申告日程

時 2月1日(火)～3月15日(火)の平日 (2月14日(月)・15日(火)を除く)
9時～12時 (11時30分受付終了)、13時～16時

凡例
 : 空いている
 : 普通
 : かなり混む

昨年の混雑状況を掲載していますので、参考の上混雑緩和の協力をお願いします。

とき	相談時間・対象地区・混雑状況				ところ	
	9時～12時 (11時30分受付終了)		13時～16時			
	昨年の 混雑状況	居住対象地区	昨年の 混雑状況	居住対象地区		
2月 1日(火)	😞	西端地区	😊	西端地区	施設会場	農業者コミュニティセンター
2日(水)	😊		😄			
3日(木)	😞	大浜地区	😄	大浜地区		南部市民プラザ
4日(金)	😊		😄			
7日(月)	😞	新川地区	😊	新川地区		新川公民館
8日(火)	😊		😄			
9日(水)	😞	旭地区	😊	旭地区		鷺塚公民館
10日(木)	😊		😄			
16日(水)	😞	棚尾地区	😞	中央地区	市役所 2階会議室4・5	
17日(木)	😞		😞			
18日(金)	😊		😄			
21日(月)	😞		😞			
22日(火)	😊	大浜地区	😊	西端地区		
24日(木)	😞		😞			
25日(金)	😊		😊			
28日(月)	😊		😄			
3月 1日(火)	😊	旭地区	😄	新川地区		
2日(水)	😊		😄			
3日(木)	😄	中央地区	😄	棚尾地区		
4日(金)	😊		😄			
7日(月)	😄		😄			
8日(火)	😊		😄			
9日(水)	😊	新川地区	😄	旭地区		
10日(木)	😊		😄			
11日(金)	😄		😄			
14日(月)	😄	西端地区	😄	大浜地区		
15日(火)	😊		😄			

※申告会場の開催日は、市役所1階税務課では申告できません。

市内申告会場へ来場する際のお願い

市内申告会場では、入場整理券は必要ありません。ただし、会場内の混雑を避けるため、**地区別に指定する日程での来場に協力をお願いします。**昨年は施設会場の初日が大変混みあったので、施設会場での申告はできるだけ2日目又は市役所会場を利用してください。

換気により会場内が寒くなることがあるため、防寒対策をして来場してください。また、筆記用具などは会場内に準備していますが、必要に応じて持参してください。

なお、今後の感染状況により、受付方法など変更の場合があります。市ホームページなどで最新の情報を確認してから来場してください。

市内申告会場での申告の流れ

- 受付** 申告の内容と持参した資料を確認します。資料がそろっていないと受け付けできない場合があります。
- 所得控除などの記入** 受付でお渡しする用紙に申告する内容を記入してください。医療費控除を申告する人は、医療費の明細書を確認します。
- 申告書作成** 本人確認書類の確認後、持参した資料と2.を基に職員が面談し、申告書を作成します。職員が作成した申告書の内容を確認してください。添付資料は返却するので、自身で5年間保管してください。

市・県民税の申告が必要な人

2022年1月1日現在に市内在住で、以下の①～④に該当する人は申告が必要です。ただし、確定申告をする人や1か所からの給与のみで年末調整が済んでいる人は、申告の必要はありません。

①給与所得がある人

- ・給与収入以外の所得が20万円以下の人、又は給与を2か所以上の会社から受け、年末調整を受けていない給与収入の合計金額が20万円以下の人（20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要）
- ・勤務先より給与支払報告書が市へ提出されない人

②公的年金、恩給を受けた人で、所得控除（社会保険料控除、扶養控除、医療費控除など）などを受ける人

③営業、農業、不動産、利子、配当、雑、一時、譲渡の所得があり、確定申告を要しない人

④昨年中に収入が全くなく、家族の税金上の扶養にも入っていない人

- ・①～④以外でも国民健康保険・後期高齢者医療保険、証明書の発行などのために申告が必要な場合があります。
- ・公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下で確定申告が不要な人も、①～③に該当する人は市・県民税の申告が必要です。



申告をしないと様々な不利益があります 忘れずに申告してください

- ・申告が必要な人が申告をしなかった場合、税額を一度に納めなくてはならないことがあります。
- ・国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・各種手当・保育料などは、申告した所得などを基に計算しています。無収入であっても申告をしないと、国民健康保険では軽減・減免制度が受けられない場合があります。また、保険料や保育料が正しく計算されなかったり、各種手当が制限される場合があります。

税理士による無料相談

時 2月16日(火)～3月15日(火)の平日 9時30分～12時（11時30分受付終了）、13時～16時

※会場の混雑状況により受付を早めに終了する場合があります。

所 市役所 2階会議室2

対

①2020年分の所得金額（青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額又は事業専従者控除額を控除する前の金額）が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者（年金受給者を除く）

②①の人で、消費税及び地方消費税の課税事業者である場合には、2019年分の課税売上高が3,000万円以下の人

③給与所得者及び年金受給者

※申告手続きには、本人確認書類の写しの添付が必要です。

■ 以下の人は無料相談を利用できません

- ・収支内訳書又は青色申告決算書を作成していない人
- ・65万円の青色申告特別控除を受けようとする人
- ・譲渡所得（土地、建物及び株式などを売却）、山林所得又は贈与税の申告をする人
- ・住宅借入金等特別控除の適用を受ける人
- ・給与所得者及び年金受給者のうち、所得金額が高額な人や相談内容が複雑な人
- ・初めて消費税及び地方消費税の申告をする人のうち、申告書の作成に時間を要する人

■ 今年度は電話予約を受け付けます（税理士による無料相談に限る）

定 各日7人（先着順）

申 相談日の前日（平日に限る）までに電話で税務課市民税係（☎95-9878）

注意

- ・申し込み時に昨年の申告状況などを伺うため、申告書の控えを用意して申し込みしてください。
- ・1人で複数人の申告をする場合は必ず申し出てください。
- ・相談当日は受付が必要ですので、予約時間前に来場してください。予約時間を過ぎても来場しないと、予約は無効になります。
- ・予約日は地区指定日に限りません。
- ・予約なしの場合は来場順で受け付けますが、予約の人が優先です。

刈谷税務署での確定申告日程

時 2月16日(水)～3月15日(火)の平日 9時～17時
※2月20日(日)、27日(日)は臨時で開設します。

公的年金受給者及び医療費控除や寄附金控除、住宅借入金等特別控除などの還付申告者は2月16日(水)以前でも申告を受け付けます。

- ・駐車場は混雑が予想されるため、公共交通機関を利用してください。
- ・市営神田駐車場は、他の利用者の状況により利用できない場合があります。利用するときは、駐車券を確定申告会場まで持参してください。

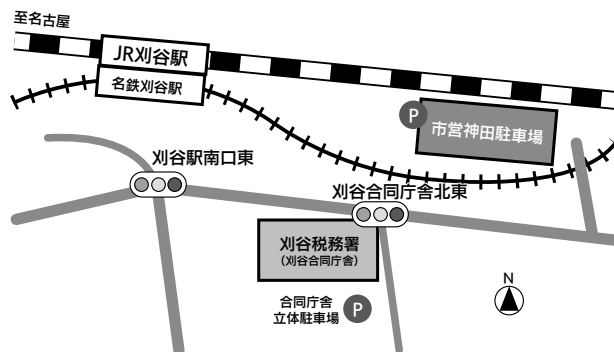
刈谷税務署

〒448-8523

刈谷市若松町1-46-1（刈谷合同庁舎）

☎21-6211（自動音声）

※1月4日(火)～3月31日(木)は、事前予約による相談は行っていません。



刈谷税務署は入場整理券が必要です

刈谷税務署会場では、混雑緩和のため入場整理券が必要です。入場整理券は、当日刈谷税務署で配布しますが、配布状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。また、入場整理券は、国税庁LINE公式アカウントから事前に入手できます。詳しくは、国税庁ホームページで確認してください。

入場時に、入場整理券又はLINEで事前発行した際に表示される「受付完了」画面を確認するため、必ず持参してください。指定された時間に遅れた場合は入場できないことがあります。また、会場の混雑状況に応じ、指定された時間内であっても待つ場合があります。

入場整理券を全て配布した場合は、後日の来場をお願いすることがあります。



申告書作成はスマートフォン又はパソコンを利用します

刈谷税務署の会場では、原則本人持参のスマートフォンを使用した申告指導を行います。税務署のパソコンを利用する場合、申告書作成に時間がかかることがあります。

消費税軽減税率制度に対応した税理士による無料税務相談

確定申告会場と同様、入場整理券が必要です。

時 2月16日(水)～3月15日(火)の平日 9時30分～12時、13時～16時

所 刈谷税務署

確定申告関係書類

1月7日(金)から市役所1階の税務課前に用意しています。なお、電子申告の普及に伴い、紙書類の部数が減少しています。希望する書類が市役所にない場合、刈谷税務署へ電話すると郵送で取り寄せられます。

スマートフォンや自宅のパソコンから確定申告できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンやタブレット端末でも所得税の確定申告書を作成できます。

e-Taxの事前準備や申告書の作成手順は、「動画で見る確定申告」やYouTube「国税庁動画チャンネル」を確認してください。また、国税庁ホームページ内にあるAI（人工知能）を活用したチャットボットでも相談できます。

スマートフォンや自宅のパソコンから確定申告を行うためには、マイナンバーカードとICカードリーダライタ又はマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンが必要です。

マイナンバーカードを持っていない人や、マイナンバーカードを読み取る機器を持っていない人は、電子申告を行うための「ID・パスワード」の発行が必要です。発行には、申告する本人が顔写真付きの本人確認書類を持参の上、最寄りの税務署で手続きしてください。

e-Taxでの利用手続き

1. 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へアクセス
2. 申告書を作成
3. 申告書をe-Taxのいずれかの方法で提出

■ マイナンバーカードを使って送信（マイナンバーカード方式）

マイナンバーカードと、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンが必要です。

■ IDとパスワードで送信（ID・パスワード方式）

2018年1月以降に税務署で発行しているID・パスワード方式に対応したID・パスワードが必要です。なお、税務署で申告した人は「ID・パスワード方式の届出完了通知 ID・PW」という書類を申告書の控えと一緒に渡している場合があります。

※e-Tax送信のほか、印刷して税務署へ郵送又は市役所1階税務課に設置している投かん箱へ提出することも可能です。



申告書の作成に関する問い合わせ

[申告内容などが分からないとき]

問 刈谷税務署 ☎21-6211（音声ガイダンスに従って「0」を選択）

[作成コーナーの操作が分からないとき]

問 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901（月～金曜日 9時～17時／祝日を除く）

東海税理士会

確定申告相談会

問 東海税理士会刈谷支部 ☎77-3636

東海税理士会による無料の確定申告相談会を開催します。源泉徴収票（給与や年金のある人）や社会保険料などの払込証明書など確定申告に必要な書類（マイナンバーが分かるものを含む）を持参し来場してください。

なお、マスクを着用していない人や37.5度以上の発熱がある人は来場を断る場合があります。

時 2月12日(土) 10時～16時30分

所 刈谷市総合文化センター

対 税理士又は税理士法人が関与していない納税者

※譲渡所得のある人、住宅借入金等特別控除の適用を受ける人、前年分の所得金額が300万円を超える事業者、贈与税申告などは対象外です。

定 24人（予約優先）

※当日受付は10時から整理券を配布します。

申 電話で東海税理士会刈谷支部

医療費控除

問 刈谷税務署 ☎21-6211

2021年中に自分や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費が10万円(*)以上ある場合は、以下の計算式によって計算した金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます。

医療費控除の
計算式

$(2021年中に支払った医療費 - 補てん金) - (10万円*) = 医療費控除額 (最高200万円)$
※所得の合計金額が200万円までの人はその5%です。

医療費控除の明細書の添付が必要です

医療費の領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。医療費控除の明細書は、国税庁の指定様式があり、人ごと、病院・薬局などの支払い先ごとに支払った医療費などを記入する必要があります。また、医療保険者から交付を受けた医療費通知（健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など）を添付すると、医療費控除の明細書の記入を省略できます。

なお、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります（税務署から求められたときは、提示又は提出が必要です）。

医療費通知の発送

問 国保年金課国保係 ☎95-9891

医療費通知でも申告できます。1月、2月の発送日は右のとおりです。

医療費通知が届く前に医療費控除の申告をする場合は、医療費の領収書などで対応をお願いします。また、医療費通知の再発行はできません。

発送日	診療月
1月18日(火) (予定)	9・10月
2月17日(木) (予定)	11・12月

高額療養費支給分は差し引いて申告を

問 国保年金課国保係 ☎95-9891

高額療養費の支給があった人は、実際に支払った医療費の合計金額から高額療養費の支給分を差し引いて申告してください。

介護用おむつ代

問 高齢介護課介護保険係 ☎95-9889

傷病によりおおむね6か月以上ねたきりで医師の治療を受けている場合、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代は医師が発行する「おむつ使用証明書」により医療費控除の対象となります。おむつ使用証明書の用紙は高齢介護課にあります。

なお、医療費控除を受けるのが2年目以降で要介護認定を受けている人は、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりに、市が発行する「おむつに関する主治医意見書記載事項確認書」で医療費控除が申請できる場合がありますので相談してください。申請するには、窓口に来る人の本人確認書類を持参してください。対象者と別世帯の人が申請する場合は、委任状が必要です。

障害者控除

問 高齢介護課高齢福祉係 ☎95-9888

障害者控除・特別障害者控除は、障害者手帳を持っている場合の他、要介護認定を受けている65歳以上の人で、これらの人と同程度の障害があるものとして福祉事務所長が認めた人も対象になります。税の控除を受けるには、申告をする際に障害者控除対象者認定書が必要です。該当すると思われる人は相談してください。

認定書の申請には、窓口に来る人の本人確認書類を持参してください。対象者と別世帯の人が申請する場合は、委任状が必要です。

事前に認定書の郵送交付を申請した人には、1月下旬に認定書を送付します。

